

議第54号

平成28年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成28年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業収益		千円 1,388,100	千円 16,058	千円 1,404,158
	1 営業収益	1,158,098	29,693	1,187,791
	2 営業外収益	230,002	△ 13,635	216,367

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 1,260,389	千円 △ 80,509	千円 1,179,880
	1 営業費用	1,088,443	△ 81,915	1,006,528
	2 営業外費用	154,830	1,406	156,236

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 313,979千円は、減債積立金 76,584千円、過年度分損益勘定留保資金 226,789千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額10,606千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 105,600	千円 △ 7,170	千円 98,430
	1 諸収入	105,600	△ 7,170	98,430

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 536,059	千円 △ 123,650	千円 412,409
	1 建 設 改 良 費	328,279	△ 123,264	205,015
	3 固 定 資 産 購 入 費	790	△ 386	404

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 145,411	千円 4,224	千円 149,635
交 際 費	25	△ 10	15

上記の議案を提出する。

平成29年3月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造